

ユニット型指定短期入所（介護予防）生活介護

第二偕楽園ホーム 重要事項説明書

<平成30年9月13日>

1 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-691-0913 (9:00~18:00)

担当 生活相談員、ケアマネジャー

2 地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）第二偕楽園ホーム

併設型ユニット型指定短期入所生活介護事業所

空床型ユニット型指定短期入所生活介護事業所

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護事業所

空床型ユニット型介護予防短期入所生活介護事業所の概要

(1) 施設の名称・所在地等

指定事業所名 第二偕楽園ホーム

所在地 東京都八王子市加住町1丁目-18番地

事業所番号 1392900799

(2) 施設の職員体制

厚生省令で定められた所定の職員をカッコ内で示しています。

施設長		1名
医師	医師	非常勤2名（所要の員数）
生活相談員	社会福祉主事等	1名（1名）
(ケアマネジャー)	介護支援専門員	（生活相談員と兼務）
介護職員	介護福祉士・ヘルパー2級等	20名介護・看護と合わせて常勤 換算法で平成30年度2：1 （13名 介護・看護職員常勤 換算で入所者数に対して3： 1の基準による）
看護職員		2名（2名）
管理栄養士		1名（栄養士1名）
機能回復訓練指導員		1名（基準外）
事務職員		1名（基準外）

(3) 施設の設備の概要

定員	併設型 9名 空床型 3名		
居室	個室		
医務室	1		
浴室	個浴槽と特殊浴槽	機能訓練室	1室
車両	4台 (リフト付き 3台)	談話室	4室
避難場所	ホーム前庭		

3 サービスの内容

(1) 居室

原則1名の個室になります。お部屋の選択は、職員にお任せ下さい。ご利用者の心身の状態の変化から、お部屋の移動をお願いすることもあります。

(2) 施設サービス計画の作成

個別のサービス計画を作成、説明し、同意の上交付します。

(3) 食事

調理業務を 日本給食サポート株式会社 に委託、下記の時間に配膳します。

朝食	8:00～10:00
昼食	12:00～14:00
おやつ	15:00～16:00
夕食	18:00～20:00

(4) 入浴

個浴・機械浴槽があり、週2回入浴できます。

ただし身体状況から、やむを得ず入浴できない場合は、清拭対応させていただきます。

(5) 介護

施設サービス計画に沿ってサービスに取り組みます。

食事、着替え、排泄、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付添い等の介助を行います。

(6) 機能訓練

機能訓練指導員の評価と、計画に基づき、生活の場を含めた機能訓練を行います。

(7) 生活相談

日常生活に関する事等は、介護職員生活、相談員またはケアマネジャーにご相談ください。

(8) 健康管理

薬（内服薬・点眼薬・貼り薬・塗り薬など）の管理や処置を行います。

(9) 協力医療機関

右田医院
高月病院
高輪会 八王子歯科医院

(10) 理美容サービス

当ホームでは出張理美容サービスをご利用いただけます。ただし、料金は別途かかります。

(11) 食事の提供

一人ひとりの健康状態、摂食状況等の評価に基づき、内容や形態別の食事を提供します。

(12) 送迎サービス

入退所の際、八王子市、あきる野市、日野市の地域では別紙利用料金送迎サービスを行います

(13) 所持品保管

預かることのできる所持品の種類や大きさに制限があります。職員にお尋ね下さい。できるだけ居室の箆笥・床頭台に収まる範囲でお願いします。

(14) レクリエーション

当ホームでは、ご利用者が交流する行事やクラブがあります。別途費用がかかるものもあります。

(15) 洗濯

洗濯はホームで行います。外部にクリーニングをご希望の場合は、別途クリーニング代がかかります。

4 利用料金

別紙「利用料金表」をご参照下さい。

(1) 利用料金

① サービス利用料

介護保険給付として、厚生労働省で定めた基準によります。

② 食費

介護保険給付外になりますが、額は厚生労働省で定めた基準費用額とします。

③ 滞在費

介護保険給付外になりますが、額は厚生労働省で定めた基準費用額とします。

④ 日用品費

別紙の「利用料金表」によります。

⑤ その他の料金

別紙の「利用料金表」に従い、月々の実費を徴収させていただきます。

(2) 支払方法

原則、口座引き落としにて対応させていただいております。

毎月15日頃に前月分の請求書を送付いたしますので、ご確認ください。口座引き落としの手続きを行いました銀行口座からお引落しさせていただきます。

口座振込みの場合は、請求書に記載してある口座にお振込下さい。

(3) 利用代金の変更

介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該利用料金を変更できるものとします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

① 要支援又は要介護度1以上の認定を受けた方は、このサービスを利用できます。担当の介護支援専門員を通してお申し込みください。利用の予約は、空き状況に応じて2か月前から受付させていただきます。

② 利用期間決定後、契約を締結いたします。

(2) 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

利用者は契約の終了を文書で申し出ることにより、いつでも契約を解約できます。この場合、その後の予約は無効になります。

(3) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了し、予約は無効となります。

① 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入所した場合

② 介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者の死亡または被保険者資格を喪失した場合

(4) その他の事由による終了

① 利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合、または、お客様が第二倍楽園ホームや職員または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。

② やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

① モットー 「安心・安全・愛情」

② 当ホームは、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、施設サービス計画に基づき利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的としています。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
同性介護	有	ご利用者の意向をできるだけ尊重することとして取り組みます。
従業員への研修実施	有	内・外研修に取り組んでいます。
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は同意に基づいておこなうことがあります。
サービスマニュアルの作成	有	

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 ご面会の時間は、9：00から18：00までです。なお18：00以降は、玄関を施錠しますので、ご連絡下さい。また面会にあたっては、受付に面会簿を備えてありますので、必要事項をご記入ください。
- ・起床・消灯 6：30に起床放送、21：00に消灯しますが、ご自分のリズムでお過ごし下さい。
- ・飲酒、喫煙 指定の喫煙場所をご利用下さい。また、アルコール類を持ち込まれる場合は、職員にお申してください。
- ・金銭、貴重品 お持込の場合は、職員にお申し出ください。1F事務所で預かりする事は可能です。
- ・所持品の持込 食中毒等を防ぐため傷みやすい食品のお持込みは避け、その召し上がる分だけお持ち下さい。ポータブルテレビやラジオはお部屋に持ち込めます
- ・通院 ご利用中に病院へ受診する必要があると判断した場合は、ご家族へ連絡し事前に伺っている病院に通院します。原則はご家族付き添いでの通院となります。送迎についてはご相談ください。夜間や救急搬送が必要な場合は、かかりつけ病院を優先に連絡はしますが、受け入れられない場合は救急隊に搬送先をお任せします。
- ・宗教活動 ご自身の信仰は自由ですが、布教活動はご遠慮願います。
- ・その他 風邪、下痢等の症状のある方のご来園はご遠慮願います。職員への心付けは、お断りさせていただきます。

(4) 緊急時の対応

利用者に容体の変化等があった場合は、救急搬送等必要な処置を講ずるほか、家族または、緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

また事前に救急搬送先などが解っている場合は指定の病院に連絡し対応を求めます。

緊急連絡先

氏名	続柄
住所 〒	
電話	携帯電話等
氏名	続柄
住所 〒	
電話	携帯電話等

(5) 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 自衛消防隊による消火、非常連絡、避難誘導、救護活動を行います。
また、地域協定の近隣施設と協力関係があります。
- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難橋、非常通報連絡装置完備
- ・ 自衛消防隊 毎月自衛消防隊による訓練を実施しています。

7 入退所について

(1) 入退所の時間

午前10時～午後5時

(2) 入所日の持参品

- ・ 後期高齢者医療受給者証または国民健康保険証（コピー）
- ・ 介護被保険証（コピー） 介護保険限度額認定証 介護保険負担割合証
- ・ 医療受給者証（障害等の各医療受給者証のある場合）
- ・ 診療券（緊急時の病院指定がある場合）
- ・ 上履き・その他ご本人が必要と思われるもの（時計・めがね・杖・補聴器等）
- ・ 薬（内服薬・点眼薬・貼り薬・塗り薬など）
- ・ 嗜好品 雑誌など

（なお衣類・持ち物には、必ずお名前をフルネームでお書きください）

8 サービスの内容に関する相談・苦情

① 施設ご利用者相談・苦情担当（受付時間 月～日曜日 9:00～18:00）

担当 生活相談員、ケアマネジャー

電話 042-691-0913

② 第三者委員 荻島 哲治 042-691-4141

西口 守 042-782-4968

③ 八王子市高齢者福祉課 042-620-7420

※八王子市の場合

④ 東京都国民健康保険団体連合会 03-5326-0878

9 事故発生時の対応について

(1) 介護サービス提供時に事故が発生した場合の対応手順について

事故発生 必要に応じて救急車要請 家族に連絡・報告→医療機関受診 経過観察・事故報告書の作成 ※市町村等へ報告

- ① サービス事業者が利用者の状況を把握し、必要に応じて救急車要請又は医療機関に受診します。
- ② サービス事業者から家族に利用者の状況及び事故発生時の状況を連絡・報告を受けます。
- ③ 施設職員の付き添いを行っていますが、入院・退院時は病院側からご家族様の同意書等の対応など、できる限りご家族の対応をお願いします。

- ④サービス事業者から経過観察・事故報告書を提出します。
 ⑤事故発生の対応、利用者の状況等について支援経過に記録します。

10 施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人一誠会	
代表者役職氏名	理事長 鈴木 康之	
事業所	第二偕楽園ホーム	
事業所代表者	施設長 水野 敬生	
本部所在地	東京都八王子市加住町1丁目18番地	
電話番号	042-691-0913	
FAX	042-691-1870	
E-mail	home@kairakuen2830.sakura.ne.jp	
ホームページ	http://kairakuenhome.or.jp	
定款に定めた事業種別	<偕楽園ホーム> 介護老人福祉施設 短期入所生活介護事業 居宅介護支援事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 夜間対応型訪問介護事業 <初音の杜> 地域密着型通所介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業 認知症対応型通所介護事業 認知症対応型共同生活介護事業 <第二偕楽園ホーム> 地域密着型特別養護老人ホーム介護老人福祉施設 短期入所生活介護事業 看護小規模多機能居宅介護事業 訪問看護事業 企業主導型保育事業 サービス付き高齢者向け住宅事業	
施設・拠点等	偕楽園ホーム	1か所
	第二偕楽園ホーム	6か所
	社会福祉法人一誠会 偕楽園ホーム居宅介護支援事業所	1か所
	デイサービスセンター初音の杜	2か所
	グループホーム初音の杜	1か所

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービス利用にあたり、ご利用者に契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人一誠会

(代表者名) 理事長 鈴木 康之 印

(事業者名) 短期入所生活介護 第二偕楽園ホーム

(住所) 東京都八王子市加住町1丁目18番地

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護第二偕楽園ホームについての重要事項の説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

身元引受人

(住所)

(氏名) 印